



環境未来都市 北九州市

Kitakyushu, City of Kitakyushu

平成27年3月12日

環境局 環境監視部 産業廃棄物対策室

室長：井上 雄祐

担当係長：森 善裕、西村 潤

TEL：582-2175

本市における今後のPCB廃棄物処理について

本年4月からポリ塩化ビフェニル（PCB）処理の拡大・延長がスタートするのに先立ち、本市の処理計画や要綱、事業会社との環境保全協定などの体制を整備しましたので、下記のとおりお知らせします。

記

- 本年4月からPCB廃棄物の処理期限が大幅に延長されることを受け、必要な体制を準備してきました。今回、パブリックコメントや市民説明等を経て、市の新たな方針としてPCB廃棄物処理計画や要綱を策定するとともに、JESCOと環境保全協定を締結しました。
- また、市民の皆さんに対する情報公開を徹底する一環として、新たに
 - PCB処理の状況もつぶさに分かる情報発信拠点「環境・コミュニティセンター」(※1)を若松区に開設するとともに
 - PCB処理に関する情報をきめ細やかに網羅した専用ホームページ(※2)をオープンします。
- さらに、今後は、安全かつ早期の処理を推進するため、本市にPCBを持ち込む事業者や処理業者などに対する取組みを強化するとともに、協力金を含めた幅広い協力を求めています。
- 市はこの新たな体制の下、全てのPCBを安全に、かつ、平成33年度末までに一日も早く処理を完了するため、全力を尽くしていきます。

(※1) 『環境・コミュニティセンター』 【3月13日10時オープン】

【所在地】 若松区本町2丁目9-4 明治町銀天街内

【開館時間】 原則：月～土 9:30～17:30

(※2) 『PCB処理に関する情報サイト』 (<http://www.waste-info.jp/pcb/>)



【3月13日オープン】

【資料】

- (資料1) 北九州市における今後のPCB廃棄物処理について（概要）
- (資料2) 北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画
- (資料3) 北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ早期の処理の推進に関する要綱
- (資料4) 北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る環境保全に関する協定書
- (資料5) 北九州市における今後のPCB廃棄物処理に対する市民意見募集結果

北九州市における今後のPCB廃棄物処理について

平成27年3月 北九州市

1. 処理の安全性確保

…処理の安全徹底のため輸送制限や長期保全など各種規制を強化し、市は安全対策事業を実施。

【①収集運搬の安全対策】

- (1) 市内の運搬方法はこれまで実績があるトラック輸送のみとし、その輸送経路は原則として九州自動車道、北九州都市高速道路から若戸トンネル・若戸大橋を経て、国道495号、臨港道路響灘1号・2号道路を運行して処理施設に搬入する経路に限定する。
- (2) 市は、処理期間中の輸送経路の安全確保に万全を期するため、若戸大橋・若戸トンネルの維持管理、若戸大橋の長期保全に必要な改修工事、臨港道路響灘1号・2号道路における舗装補修といった維持補修等事業を計画的に実施する。

【②処分の安全対策】

- (1) 市内の高濃度PCB廃棄物の処分業者（以下「事業会社」という。）は、処理の安全性を確保するため、長期安全計画及び各年度の実施計画を策定し、これに基づき設備や機器の更新・補修等を確実に行うものとする。
- (2) 事業会社は、処理に伴う汚染物質の排出についてのこれまでの実績を踏まえ、その水準を上回ることはないよう適切に操業管理を行うものとする。
- (3) 事業会社は、国及び関係自治体と協力し、自然災害に関する最新の知見を踏まえ、専門家の協力も得つつ災害対策の内容を常に見直し、その結果を踏まえ必要に応じて対策を強化するものとする。

2. 期間内での確実な処理

…早期処理を確保するための受入期限や誘導策、進捗管理手法を導入し、市は関係機関と連携。

- (1) トランス・コンデンサは平成30年度末まで、安定器等は平成33年度末までに、一日も早く処理を完了させることを目標とし、その期限経過後の受入れは相応の理由がない限り認めない。
- (2) 事業会社は、処理対象地域の関係自治体や関係団体等と連携し、適切な処理対象量に基づく長期処理計画及び各年度の実施計画を策定するものとし、これに基づき未処理機器の把握及び事業者の確認・指導など計画的かつ早期の処理を推進するものとする。
- (3) 市は、関係自治体への本市の経験・ノウハウ（北九州方式）の水平展開を図るとともに、広域調整協議会等を通じた進捗把握を行い、必要に応じて更なる協力を要請する。

3. 地域の理解

…地域の理解・協力を深めるための市民説明や情報公開を徹底し、地元地域との交流を実施。

- (1) 国及び事業会社は、処理事業の責任主体として、市と連携しつつ市民への説明を定期的に行うなど地元地域への説明・情報公開の徹底に努めるとともに、処理事業に対する更なる理解・協力を得られるよう地元密着型企业として地域と積極的かつ継続的な交流を行うよう努めるものとする。
- (2) 市は、処理の進捗に関する市民説明や施設見学の継続的な実施、情報発信拠点の整備、市民に分かりやすい広報紙やホームページの情報発信により、市民への周知・情報公開を徹底するとともに、処理対象地域の関係者と地元地域との交流に努める。

4. 取組みの確実性の担保

…安全・早期処理と地域理解を確保すべく、監視機能の強化、搬入規制、関係者への協力要請等を実施。

- (1) 市は、北九州市PCB処理監視会議の機能を強化し、安全性、早期処理及び地域の理解に関する取組み状況を幅広く監視する。
- (2) PCB廃棄物の安全・早期の処理を確保するため、搬入事業者は、処理の安全対策、早期の処理その他本市施策への協力内容を記載した搬入計画書をあらかじめ市へ提出するものとする。
- (3) 市は、安全かつ早期の処理に関して必要な水準が確保されてないと認められる場合、搬入しようとする高濃度PCB廃棄物の受入れを拒否することができる。
- (4) 市は、PCB廃棄物の安全かつ早期の処理を推進するため、搬入事業者及び処理業者等の関係者に対して、搬入するPCB廃棄物1kg 当たり100円などを目安としたPCB処理推進協力金を含めた幅広い協力を求めることができる。

5. 市内に残るPCB含有機器の処理

…一日も早くPCBを根絶すべく、低濃度PCBの処理期限を導入し、意向確認や漏洩規制等を強化。

- (1) 市内でのPCB処理を一日も早く終了させることが市民の総意であることに鑑み、市内の低濃度PCB含有機器は、原則として平成33年度末までに処理を完了させることを目標とする。
- (2) 市内のPCB含有機器保有事業者は、毎年6月末までに、PCB特措法に基づく届出に併せて、その処理予定時期等を記載した処理意向書を市へ提出するものとする。
- (3) 市は、低濃度PCB含有機器について、市内の民間処理施設を活用した処理体制の確保を図るとともに、掘り起こし調査等により平成30年度中を目途に保有状況を把握し、平成33年度末までに集中的な指導を行う。
- (4) 市内のPCB含有機器保有事業者は、やむを得ずPCB含有機器の分解等を行う場合にはあらかじめ市へ事前に届出を行い、漏洩・飛散等しない方法であることの確認を得るものとする。

(以上)

ＰＣＢ廃棄物の安全かつ早期の処理完了の実現のために

北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画

平成２７年３月

北 九 州 市

目 次

はじめに

第 1 章	基本事項	2
第 2 章	処理の安全性確保	4
第 3 章	期間内での確実な処理	6
第 4 章	地域の理解	7
第 5 章	取組みの確実性の担保	7
第 6 章	市内に残る P C B 含有機器の処理	8

はじめに

（P C B 処理の経緯）

ポリ塩化ビフェニル（以下「P C B」という。）は、化学的安定性、不燃性、絶縁性等の特性から、トランス（変圧器）やコンデンサ（蓄電器）といった電気機器の絶縁油、熱媒体、感圧複写紙等、幅広い分野で使用されていたが、昭和 4 3 年に発生したカネミ油症事件を契機に、P C B の有害性と汚染の進行が問題となり、昭和 4 7 年に製造が中止され、昭和 4 9 年に製造・輸入等が事実上禁止となった。

しかし、これら P C B を含むトランスやコンデンサなどの電気機器等が廃棄物になったもの（以下「P C B 廃棄物」という。）の処理体制の整備が難航したことから、事業者において長期にわたる保管を余儀なくされる中で、P C B 廃棄物の紛失等が発生し、環境汚染の拡大が懸念されるようになった。

こうした P C B 等の残留性有機汚染物質による地球規模の環境汚染を防止するため、平成 1 3 年 5 月、残留性有機汚染物質に関するストックホルム条約が採択され、我が国は、平成 1 4 年 8 月に同条約に加入した。この条約によって、平成 3 7 年までに P C B の使用を全廃、平成 4 0 年までに P C B の処理を完了することが定められた。また、国は、平成 1 3 年 6 月にポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法（平成 1 3 年法律第 6 5 号。以下「P C B 特措法」という。）を制定した。

（本市の関わり）

国は、平成 1 2 年 1 2 月、本市に対して、P C B 廃棄物を処理する広域拠点施設の立地要請を行った。要請を受けた本市は、全市民的な議論や安全性の検討を幾重にも経て、次世代への深刻な被害が懸念される P C B 汚染に対し、環境リスクを国際的に低減するため広域的な資源循環拠点として先導的な役割を果たすという意志の下、平成 1 3 年 1 0 月に施設立地を受け入れた。

北九州 P C B 廃棄物処理事業は、岡山以西 1 7 県（中国、四国、九州・沖縄地域）の全ての P C B 廃棄物を平成 2 7 年 3 月までに処理完了すべく進められてきた。本市では、処理の安全性確保を最優先とする考えの下、多重の防護策をはじめとするリスクマネジメントを講じることとし、また、リスクコミュニケーションを通じた市民の理解と協力により、安全操業に対する監視が行われてきた。これらの取組みに加え、これまで培ってきた環境関連の技術力や人材、仕組みを生かすことにより、本市ではこの 1 0 年間、P C B の外部漏洩や健康被害が発生することなく、全国で最も順調に処理が進められてきた。

また、市内に保管されている高濃度 P C B 廃棄物（P C B 濃度が 5,000 mg/kg を超える P C B 廃棄物等をいう。以下同じ。）については、この処理完了期限内に処理が完了する見通しとなっているなど、市内事業者の協力の下いち早く処理が進められている。

（追加処理と処理期間の延長）

全国的な処理の遅れを背景に、国は、平成25年10月、本市に対して、北九州PCB廃棄物処理事業の処理の拡大と処理期限の延長に関する検討要請を行った。要請を受けた本市は、市民及び議会との幅広い意見交換を経て、負の遺産を次世代に残さないよう、PCBを一日も早く根絶すべきことを市民の総意としつつ、PCB廃棄物の安全かつ早期の処理を確実に進めるため、①処理の安全性確保、②期間内での確実な処理、③地域の理解、④取組みの確実性の担保を条件として、平成26年4月、要請の受入れを決定した。

（低濃度PCB廃棄物の処理）

一方、PCB特措法施行後に、低濃度のPCBを含有するトランスやコンデンサ等の存在が明らかになった。平成21年、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）の無害化処理認定制度の対象とされたことを受け、本市においては、市内の民間処理施設において、これらの低濃度PCB廃棄物（PCB濃度が5,000mg/kg以下のPCB廃棄物等をいう。以下同じ。）を処理する体制をいち早く確保してきた。市内で保管されている低濃度PCB廃棄物については、この市内民間処理施設を最大限活用することで、事業者の協力の下順調に処理が進められている。

（処理計画の改訂理由）

このように、カネミ油症事件を経験した本市は、全国に先駆けて広域的PCB廃棄物処理施設の立地を受け入れ、全国で最も順調な処理が行われる中で、一日でも早くPCBを根絶することへの市民の理解と協力の下、全国的に進捗が遅れているPCB廃棄物の追加処理と処理期間の延長を受け入れた経緯がある。さらに、低濃度PCB廃棄物の処理体制を市内でいち早く確保し、処理が進められている。

本市においては、高濃度と低濃度を問わず一日も早くPCBの処理を完了し、早期のPCB根絶を達成することが市民の願いであり、その際には処理の安全性を確保することが大前提である。

以上を踏まえ、PCB廃棄物を安全に、かつ、一日でも早く処理を完了させるため、国、事業者、関係自治体、本市等の関係者の取組みを強化し、もって、市民の安全・安心と理解の確保を図ることを目的として、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成16年5月策定）を全面的に改訂する。

第1章 基本事項

第1節 処理体制

1 高濃度PCB廃棄物の処理施設

本市における高濃度PCB廃棄物の処理施設は、表1のとおりである。

表1 本市における高濃度PCB廃棄物の処理施設

処理施設名 (実施場所)	北九州PCB廃棄物処理施設 (若松区響町一丁目62番24号)	
	第1期施設	第2期施設
処理品目	トランス・コンデンサ	① コンデンサ ② 安定器等・汚染物

処理方式	脱塩素化分解法	① 脱塩素化分解法 ② プラズマ熔融分解法
処理能力	1.0 t / 日 (P C B 分解量)	① 0.5 t / 日 (P C B 分解量) ② 10.4 t / 日 (安定器等・汚染物量)
処理対象	① 中国、四国、九州・沖縄地域（岡山以西 17 県）の全ての P C B 廃棄物 ② 近畿、東海、南関東地域（14 都府県）の一部の P C B 廃棄物 -東海地域の車載型トランス 約 150 台 -南関東地域のコンデンサ 約 7,000 台 -近畿及び東海地域の安定器等・汚染物 約 4,000 t -大阪事業所及び豊田事業所の二次廃棄物 約 120 t	

2 低濃度 P C B 廃棄物の処理施設

本市における低濃度 P C B 廃棄物の処理施設は、表 2 のとおりである。

表 2 本市における低濃度 P C B 廃棄物の処理施設

処理施設名 (実施場所)	光和精鉱株式会社無害化処理施設 (戸畑区大字中原 4 6 番 9 3)	
処理方式	焼却 (ロータリーキルン式焼却炉及び固定床炉)	
処理能力	ロータリーキルン式焼却炉	固定床炉
	① 廃 P C B 等 24 kl / 日 ② P C B 汚染物 10 t / 日	P C B 汚染物 28.5 t / 日

第 2 節 P C B 含有機器の処理対象量

1 高濃度 P C B 含有機器

本市における高濃度の P C B 廃棄物及び使用中機器 (以下「P C B 含有機器」という。) の処理対象量 (未処理量) は、表 3 のとおりである。

表 3 高濃度 P C B 含有機器の処理対象量 (平成 27 年 3 月末時点 (見込み))

	処理対象量 (a)	処理済量 (b)	進捗率 (b / a + b)
トランス類 (※ 1)	3 台	817 台	99.6 %
コンデンサ類 (※ 2)	0 台	3,132 台	100 %
安定器等・汚染物 (※ 3)	0 個	57,770 個	100 %

※ 1 トランス類とは、高圧トランス、10 kg 以上の低圧トランス、廃 P C B 等 (高圧トランス等の電気機器から抜油したもの) 及びその他の機器等 (リアクトル、開閉器、遮断器、整流器等) をいう。

※ 2 コンデンサ類とは、高圧コンデンサ及び 10 kg 以上の低圧コンデンサをいう。

※ 3 安定器等・汚染物とは、安定器、感圧複写紙、ウエス、10 kg 未満の低圧トランス・低圧コンデンサ及び保管容器等をいう。

2 低濃度P C B含有機器

本市における低濃度のP C B含有機器の処理対象量（未処理量）は、表4のとおりである。

表4 低濃度P C B含有機器の処理対象量（平成26年12月末時点）

	処理対象量 (c)	処理済量 (d)	進捗率 (d / c + d)
トランス類（※1）	3,962台	9,473台	70.5%
コンデンサ類（※2）	1,777台	68台	3.7%
その他（※3）	1,895個	441個	18.9%

※1 トランス類とは、高圧トランス、低圧トランス、柱上トランス、P C B含有油及びその他の機器等（リアクトル、開閉器、遮断器、整流器等）をいう。

※2 コンデンサ類とは、高圧コンデンサ及び低圧コンデンサをいう。

※3 その他とは、枕木、土砂、塗膜等、いずれの機器にも属さないものをいう。

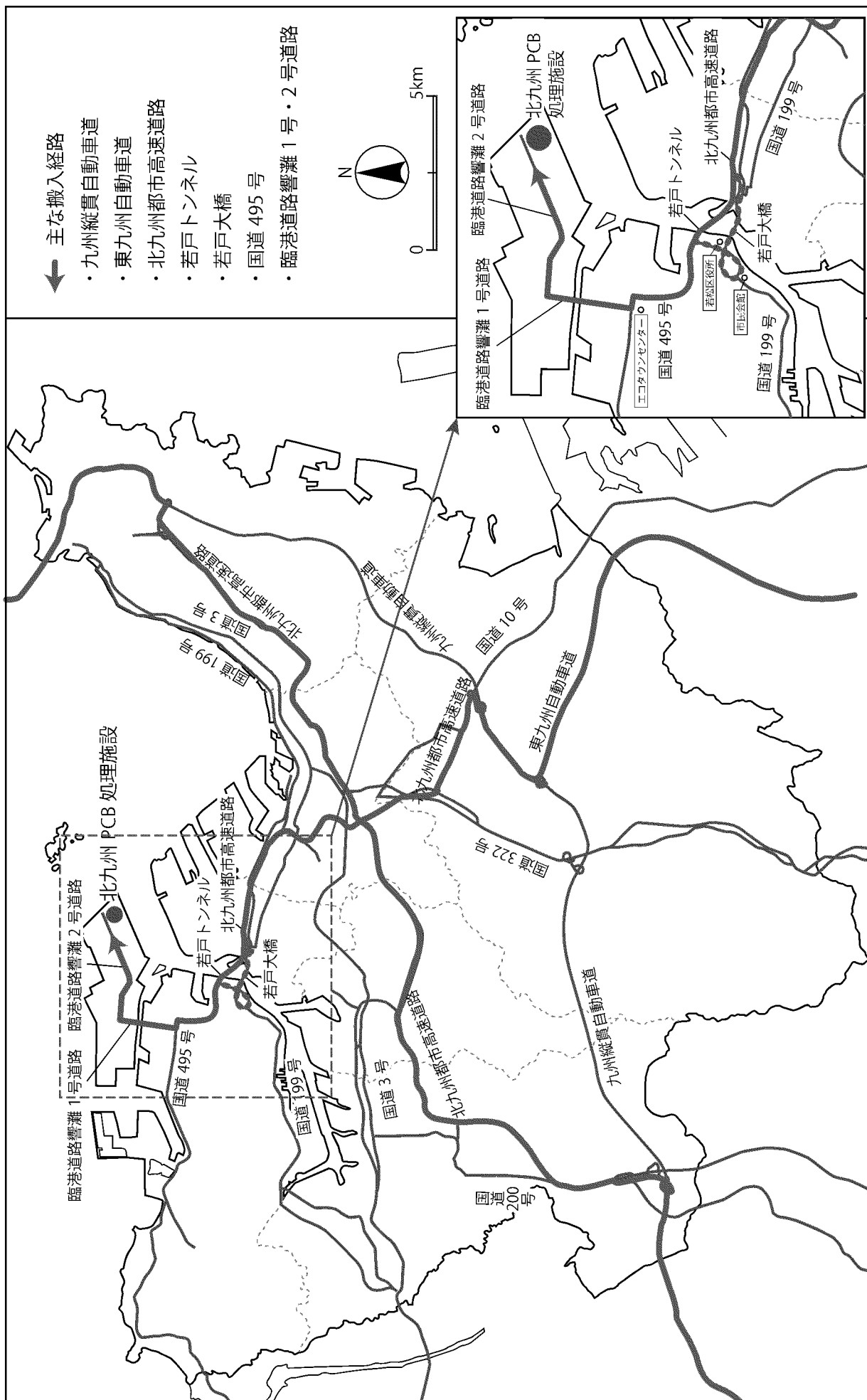
第2章 処理の安全性確保

P C B廃棄物の処理に当たっては安全性を確保することが大前提であり、P C B廃棄物の収集運搬を行う際には十分な体制で安全を確保することが必要である。また、P C B廃棄物の処分を行う際には処理施設の健全性を確保しつつ、安全操業を徹底することが必要である。この観点から、収集運搬及び処分の安全対策を以下のとおり定める。

第1節 収集運搬における安全対策

- 1 P C B廃棄物の収集運搬を業として行う者及び自ら運搬を行う保管事業者（以下「収集運搬業者等」という。）は、十分な収集運搬体制を整備した上で、P C B特措法、廃棄物処理法等関係法令、P C B廃棄物収集・運搬ガイドライン、及び処理施設に係る受入基準（以下「受入基準」という。）を遵守し、安全かつ適正に収集運搬を行わなければならない。
- 2 収集運搬業者等は、市内でP C B廃棄物の収集運搬を行う場合において、下記の運行条件を遵守しなければならない。
 - （1）運搬方法はトラック輸送のみとし、交通事故等の緊急時において即時に対処するため、先導車を付けなければならない。
 - （2）収集運搬経路は幹線道路を運行することを基本とし、北九州P C B廃棄物処理施設への搬入においては、原則として、九州自動車道、北九州都市高速道路から若戸トンネル・若戸大橋を経て、国道495号、臨港道路響灘1号・2号道路を運行するものとし、具体的な収集運搬経路を表5に示す。
 - （3）収集運搬時間は、原則として午前7時から午後6時までとする。ただし、11月から2月までは、午前8時から午後5時までとする。
 - （4）台風、大雨、積雪等により安全な運行に支障が生じる場合又はその恐れがある場合は、運行してはならない。
- 3 P C B廃棄物の処分を業として行う者（以下「処分業者」という。）は、収集運搬業者等に対して受入基準を遵守させるとともに、相互に緊密な連絡調整を行い、処分業者の責任の範囲で、安全かつ適正な収集運搬が行われるよう指導するものとする。

表5 北九州PCB廃棄物処理施設への収集運搬経路



- 4 市は、収集運搬の安全性を確保するため、廃棄物処理法に基づき、収集運搬業者への定期的な立入検査等を行うとともに、収集運搬業者等に対して、必要な助言及び指導を行う。
- 5 市は、北九州PCB廃棄物処理事業の事業期間中における収集運搬経路の安全確保に万全を期すため、若戸大橋・若戸トンネルの維持管理、若戸大橋の長期保全に必要な改修工事、臨港道路響灘1号・2号道路における舗装補修といった維持補修等事業を計画的に実施する。

第2節 処分における安全対策

- 1 処分業者は、処理の安全性の確保を第一とし、PCB特措法、廃棄物処理法等関係法令及び環境保全協定を遵守して、適切な操業管理を行わなければならない。
- 2 処分業者及び市は、PCB廃棄物処理の環境への影響を調査するため、処理施設の排出源、及び処理施設周辺や周辺環境監視点における大気、水質、底質、土壌等について、PCBやダイオキシン類等の測定（以下「環境モニタリング」という。）をそれぞれ定期的に行うものとする。
特に、高濃度PCB廃棄物の処分を業として行う者（以下「事業会社」という。）は、これまでの実績水準を上回らないよう、環境保全協定に基づき適正な操業管理に努めなければならない。
- 3 事業会社は、従来からのフェイルセーフ、セーフティネットの考え方に基づき、施設の健全性や安全操業の確保、トラブルの未然防止等、長期的に処理の安全を確保するための措置を適切に講じなければならない。
- 4 市は、事業会社と連携しつつ、長期的な安全対策が確実に行われることを確認するために必要な措置を講じるものとする。
- 5 事業会社は、国及び関係自治体と協力し、自然災害に関する最新の知見を踏まえ、専門家の協力も得つつ災害対策の内容を常に見直し、その結果を踏まえ必要に応じて対策を強化しなければならない。
- 6 北九州PCB廃棄物処理施設にPCB廃棄物を搬入して処理しようとする保管事業者（以下「搬入事業者」という。）は、その処理が安全かつ確実に行われたことを現地確認等の方法で確認するよう努めなければならない。
- 7 市は、処分の安全性を確保するため、PCB特措法及び廃棄物処理法に基づき、処分業者への定期的な立入検査を行うとともに、必要な助言及び指導を行う。

第3章 期間内での確実な処理

PCBを一日でも早く根絶するため、北九州PCB廃棄物処理事業の対象地域の処理対象量を把握しつつ、処理期限までに確実に処理が完了する仕組みを整備し、取組みを徹底させる必要がある。この観点から、早期の計画的処理を推進する対策を以下のとおり定める。

- 1 北九州PCB廃棄物処理施設におけるPCB廃棄物の処理について、トランス・コンデンサ等は平成31年3月31日まで、安定器等・汚染物は平成34年3月31日までを処理期限とし、かつ、その期間内で一日も早く処理を完了することを旨として行わなければならない。

このため、市は、P C B廃棄物処理基本計画（平成15年4月環境省告示第65号）に設けられた事業終了準備期間の趣旨を踏まえてやむを得ないと認められる相応の理由がない限り、北九州P C B廃棄物処理施設への当該処理期限経過後の受入れを認めないものとする。

- 2 事業会社は、処理対象地域の関係自治体、関係団体等と連携し、適切な処理対象量を把握するとともに、当該処理期限内に確実に処理を完了させるために必要な措置を講じるよう努めなければならない。
- 3 市は、事業会社と連携しつつ、長期的な処理の見通し及び計画的かつ早期の処理の推進が図られることを確認するために必要な措置を講じるものとする。
- 4 市は、本市の経験やノウハウの他地域への水平展開を図るとともに、処理対象地域の関係自治体等を構成員とする広域調整協議会等を通じて取組みの進捗把握を行い、必要に応じて関係機関に対して更なる協力を要請するものとする。

第4章 地域の理解

P C B廃棄物の処理を進めるためには、地元地域の理解と協力を得ることが重要であり、国、事業会社、市、関係自治体等が連携して、市民に対する情報公開や地元との積極的な交流等を進めていく必要がある。この観点から、地域の理解促進策を以下のとおり定める。

- 1 国及び事業会社は、北九州P C B廃棄物処理事業の責任主体として、市と連携しつつ定期的に市民への説明を行うなど、処理の安全性や進捗状況等について地元地域への情報公開を徹底するよう努めなければならない。
- 2 事業会社は、地元企業として地域の活動やイベント等に参加する等、積極的かつ継続的な交流を行うよう努めなければならない。
- 3 市は、処理の進捗状況等に関する市民説明や処理施設の視察見学の機会を継続的に設けるとともに、処理状況がリアルタイムで表示される情報発信拠点を市民が立ち寄りやすい場所に整備するほか、市民に分かりやすい広報紙の作成・配布や細やかな情報を見ることができるホームページの整備により、市民への周知・情報公開に努めるものとする。
- 4 市は、関係自治体等と連携しつつ、地域間で相互にイベントに参加するなど、地元地域の交流の機会を積極的に設けるよう努めるものとする。

第5章 取組みの確実性の担保

本市におけるP C B廃棄物の処理が安全かつ早期に確実に進められるよう、市民や専門家と連携した北九州市P C B処理監視会議を活用するなど監視体制を強化するとともに、搬入事業者をはじめとする関係者の取組みを適正に担保する必要がある。この観点から取組みの担保措置を以下のとおり定める。

- 1 市は、北九州市P C B処理監視会議において、北九州P C B廃棄物処理事業に係る従来の安全操業に加え、早期かつ計画的な処理、地域の理解の促進についても幅広く監視を行い、その監視体制も拡充することとする。

- 2 市は、搬入事業者による処理の安全性確保や早期処理に関する取組み、その他本市施策への協力事項に係る搬入計画をあらかじめ把握するために必要な措置を講じるものとする。
- 3 市は、P C B廃棄物の輸送時の対策不徹底など、P C B廃棄物の安全かつ早期の処理に関して必要な水準が確保されていないと認められる場合には、当該P C B廃棄物の受入れを拒否することができることとする。
- 4 市は、北九州P C B廃棄物処理事業に係る監視や環境モニタリング、市民に対する情報公開など、P C B廃棄物の安全かつ早期の処理を推進するため、搬入事業者、P C B廃棄物処理業者等の関係者に広く協力を求めることができることとする。

第6章 市内に残るP C B含有機器の処理

市内に残るP C Bを安全に、かつ、一日でも早く根絶するため、廃棄物処理法に基づく無害化処理認定制度を活用して低濃度P C B廃棄物の処理体制を確保しつつ、早期かつ適正に処理を進めていく必要がある。この観点から、P C B含有機器の処理促進策を以下のとおり定める。

- 1 市内の低濃度P C B含有機器の処理について、市内におけるP C B廃棄物の処理が一日も早く完了することが市民の総意であることに鑑み、原則として、高濃度P C B廃棄物の処理期限と同様、平成34年3月31日までに処理を完了することを目標とする。
- 2 市内のP C B含有機器の保有事業者（以下「市内保有事業者」という。）は、P C B含有機器の使用を早期に中止し、P C B廃棄物の適正な保管を行うとともに、前項の期限を遵守するよう計画的に処理を行われなければならない。
また、市は、P C B特措法及び廃棄物処理法に基づき、市内保有事業者への定期的な立入検査を行い、適正保管及び早期処理を指導する。
- 3 市は、市内保有事業者に対して、毎年度6月末までに、P C B特措法に基づく保管及び処分状況等の届出に併せて、当該P C B含有機器の処理予定時期等を記載した処理意向書の提出を求めることとする。
- 4 市は、市内の低濃度P C B含有機器について、処理期限内の一日も早い処理完了の実現に向け、掘り起こし調査等により平成30年度中を目途に保有状況を把握し、平成33年度末までに集中的な指導を行う。
- 5 P C B廃棄物の分解又は解体は、原則として認めない。ただし、やむを得ず分解又は解体を行おうとする場合には、市は、市内保管事業者に対して、分解又は解体の方法等について、あらかじめ市へ届出を行い、漏洩・流出防止の観点から適正であることの確認を得ることを求めることとする。

（平成16年5月10日 策定）

（平成21年5月22日 一部改訂）

（平成27年3月12日 全面改訂）

北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ早期の処理の推進に関する要綱

制定 平成 27 年 3 月 12 日

(目的)

第 1 条 この要綱は、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画（平成 27 年 3 月策定）に則り、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物及び使用中機器の適正かつ計画的な保管及び処理を確保するために必要な事項を定めることにより、PCB 廃棄物の安全かつ一日も早い処理の完了を推進し、もって、市民の安全・安心及び理解の確保並びに生活環境の保全に資することを目的とする。

(搬入計画書の提出)

第 2 条 事業活動に伴って保管する PCB 廃棄物を市内の高濃度 PCB 廃棄物処理施設に搬入して処理しようとする事業者（以下「搬入事業者」という。）は、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した搬入計画書（第 1 号様式）を市長へ提出しなければならない。

- (1) 搬入事業者の住所、氏名（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）及び電話番号
- (2) 搬入しようとする PCB 廃棄物の種類、数量、搬入日及び収集運搬を行う者の名称
- (3) 当該 PCB 廃棄物の処理の安全性の確保に関する事項
- (4) 当該 PCB 廃棄物の早期かつ計画的な処理に関する事項
- (5) PCB 廃棄物の安全かつ早期の処理の推進への協力に関する事項

2 市長は、前項の搬入計画書が処理の安全性の確保、早期かつ計画的な処理及び安全かつ早期の処理の推進への協力に関する事項のいずれかにおいて適正な水準に達していないと認められる場合には、当該 PCB 廃棄物の受入れを拒否することができる。

3 PCB 廃棄物の収集運搬又は処分を業として行う者（以下「処理業者」という。）は、前項の規定に基づき受入れを拒否された PCB 廃棄物を市内で収集運搬又は処分してはならない。

(PCB 処理推進協力金)

第 3 条 市長は、PCB 廃棄物の安全かつ早期の処理を推進するため、搬入事業者、処理業者その他の関係者に対して、PCB 処理推進協力金（以下「協力金」という。）を求めることができる。

2 協力金の額は、1 口 1 万円を基本とし、関係者が広く薄く公平に分かち合うため、次の各号に規定する者に対しては、当該各号に定める額を目安とする。

- (1) 搬入事業者 搬入する PCB 廃棄物 1 kg につき 100 円
- (2) 処理業者 PCB 廃棄物処理による収益の 100 分の 1

3 市長は、協力金を PCB 廃棄物処理に係る安全対策その他の PCB 廃棄物の安全かつ早期の処理を推進するために必要な事業の経費に全額充てるものとする。

4 市長は、協力金を北九州市環境保全基金条例（平成 2 年北九州市条例第 3 号）による北九州市環境保全基金に積み立て、他と区分して経理するものとする。

5 市長は、協力金を通じた関係者の協力状況について、市民に広く周知するよう努めるものとする。

(処理意向書の提出)

第4条 市内でPCB廃棄物を保管し、又はPCB含有機器を使用している事業者(以下「保有事業者」という。)は、毎年度6月30日までに、次の各号に掲げる事項を記載した処理意向書(第2号様式)を市長へ提出しなければならない。

- (1) 保有事業者の住所、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び電話番号
- (2) 未処理のPCB廃棄物及び使用中機器(以下「未処理機器」という。)の種類及び数量
- (3) 未処理機器の処理の予定時期及び処分を行う者の名称

(PCB廃棄物の分解又は解体の禁止)

第5条 PCB廃棄物の分解又は解体は、特段の事情がある場合を除き、行ってはならない。

2 市内で保管するPCB廃棄物をやむを得ず分解又は解体しようとする事業者は、次の各号に掲げる事項を記載した分解・解体計画書(第3号様式)をあらかじめ市長へ提出しなければならない。

- (1) 保管事業者の住所、氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)及び電話番号
- (2) 特別管理産業廃棄物管理責任者の職名及び氏名、電話番号
- (3) 分解又は解体しようとするPCB廃棄物の種類、数量、型式等及び事業場の名称
- (4) 分解又は解体しなければならない特段の事情
- (5) 分解又は解体作業の方法
- (6) 作業時の生活環境及び作業環境保全上の措置に関する事項
- (7) 分解又は解体後の廃棄物に係るPCB含有の有無の確認に関する事項

3 市長は、前項の分解・解体計画書に基づき、やむを得ない特段の事情があり、かつ、分解又は解体作業の方法、生活環境及び作業環境保全上の措置並びに分解又は解体後の廃棄物のPCB含有の有無の確認方法が妥当であると認められる場合に限り、当該分解又は解体の承認を行うものとする。

4 処理業者は、前項の承認を受けずに分解又は解体されたPCB廃棄物の収集運搬又は処分を行ってはならない。

(報告徴収)

第6条 市長は、この要綱の施行に必要な範囲において、搬入事業者、処理業者及び保有事業者(以下「関係事業者」という。)に対し、必要な報告を求めることができる。

(立入検査)

第7条 市長は、この要綱の施行に必要な範囲において、関係事業者の事務所、事業場その他の場所に立ち入り、帳簿書類その他の物件を検査させることができる。

附 則

(施行日)

1 この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 第2条第1項の規定による搬入計画書の提出に必要な手続は、この要綱の施行前においても行うことができる。

（第 1 面）

搬入計画書

平成 年 月 日

北九州市長 殿

届出者（搬入事業者）

住 所

氏 名

㊞

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

責任者名

所属

電話番号

メールアドレス

北九州市内の高濃度 P C B 廃棄物処理施設への P C B 廃棄物の搬入に関する計画について、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ早期の処理の推進に関する要綱第 2 条第 1 項の規定により、次のとおり提出します。

搬入するP C B 廃棄物に関する事項	廃棄物の種類				数量（単位）				
					()				
					()				
					()				
					()				
					()				
					()				
	搬入日	平成 年 月 日							
		(複数回の搬入を予定している場合、すべて記載すること)							
		(1) 平成 年 月 日							
		(2) 平成 年 月 日							
(3) 平成 年 月 日									
収集運搬を行う者の名称	(4) 平成 年 月 日								
	(複数回の搬入を予定している場合、すべて記載すること)								
	(1)								
	(2)								
(3)									
(4)									

(第2面)

事項	取組内容	
搬入するPCB廃棄物の処理の安全性の確保に関する事項	PCB廃棄物の運搬に当たっては、別添の運行計画書に基づき適正な安全対策を講じ、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に定める安全に関する全ての項目を遵守すること。	☐
	PCB廃棄物の処理に最終責任を有する者として、当該PCB廃棄物が安全かつ確実に処理されたことを現地確認その他の適正な方法により確認すること。	☐
搬入するPCB廃棄物の早期かつ計画的な処理に関する事項	北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理計画に定める処理期限（トランス・コンデンサ等にあつては平成30年度末、安定器等・汚染物にあつては平成33年度末）までに、かつ、その期間内で一日も早く処理を行うものであること。	☐
PCB廃棄物の安全かつ早期の処理の推進への協力に関する事項	北九州PCB処理事業が地元地域の理解と協力の下に成り立っていることを認識し、要綱第3条に規定するPCB処理推進協力金への協力も含め、PCB廃棄物の安全かつ一日も早い処理完了を推進する北九州市の施策に最大限協力すること。	☐
	【今回搬入するPCB廃棄物以外に搬入予定がある場合】 未処理のPCB廃棄物又は使用中機器についても、安全かつ処理期限内の一日も早い処理を行うこと。	☐
	【PCB廃棄物の安全かつ一日も早い処理完了のために特段の取組みを行っている場合】 (具体的な取組内容)	☐

【添付書類】

☐ 今回の搬入に係る運行計画書の写し

処理意向書

平成 年 月 日

北九州市長 殿

届出者（保有事業者）

住 所

氏 名

印

（法人にあっては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

未処理のPCB廃棄物・使用中機器の処理に関する意向について、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ早期の処理の推進に関する要綱第4条の規定により、次のとおり提出します。

1 事業場情報

事業場の名称	事業場の所在地
責任者（氏名）	電話番号（直通）
（所属部署）	メールアドレス

2 未処理のPCB廃棄物・使用中機器について

未処理機器の概要			当該未処理機器の処理に関する意向	
種類	数量 （単位）	状態（※1）	処理の予定時期	処分を行う者の名称 備考（※2）
	（ ）	保管中 / 使用中	平成 年 月	
	（ ）	保管中 / 使用中	平成 年 月	
	（ ）	保管中 / 使用中	平成 年 月	
	（ ）	保管中 / 使用中	平成 年 月	

※1 該当するいずれかの状態に『○』を記載してください。

※2 使用中機器については、取外し予定時期を記載してください。その他、処理の意向について付記事項があれば記載してください。

分解・解体計画書

平成 年 月 日

北九州市長 殿

届出者（保管事業者）

住 所

氏 名

㊞

（法人にあつては、名称及び代表者の氏名）

電話番号

P C B 廃棄物の分解・解体に関する計画について、北九州市ポリ塩化ビフェニル廃棄物の安全かつ早期の処理の推進に関する要綱第 5 条第 2 項の規定により、次のとおり提出します。

特別管理産業廃棄物 管理責任者		(職名及び氏名) (電話番号)		
分解又は解体しようとする P C B 廃棄物	廃棄物の種類	廃棄物の型式等		
	()	(製造者名)	☐ 高濃度 ☐ 低濃度 (mg/kg)	
		(型式)		
		数量 (単位)		(製造番号)
		(製造年月)		
		(容量等)		
	事業場の名称 (所在地)	()		
分解又は解体を行う 特段の事情				

(第2面)

分解又は解体作業の方法		
生活環境及び作業環境の保全上必要な措置	飛散、流出、及び地下浸透の防止措置	
	大気中への飛散、流出の防止措置	
	作業環境の保全措置	
	作業で生ずる廃棄物の適正な保管方法	
	緊急時の措置	
分解又は解体後の廃棄物の有無の確認に係るPCB含有物の分析	サンプリング方法	
	分析方法	

【添付書類】

- ☐ ポリ塩化ビフェニル廃棄物の保管及び処分状況等届出書の写し
- ☐ 特別管理産業廃棄物管理責任者の氏名及び資格を示すものの写し

(日本工業規格 A列4番)

北九州ポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業に係る 環境保全に関する協定書

北九州市（以下「甲」という。）と中間貯蔵・環境安全事業株式会社（以下「乙」という。）は、乙の北九州市内で行うポリ塩化ビフェニル廃棄物処理事業（以下「処理事業」という。）の実施に当たり、北九州市環境基本条例（平成１２年北九州市条例第７１号）第１２条の規定に基づき、次のとおり環境保全協定を締結する。

（目的）

第１条 この協定は、乙が行う処理事業に伴う環境への負荷の低減を図ることにより、環境への汚染を未然に防止するとともに、良好な生活環境を確保し、もって市民の健康の保護及び地球環境の保全に資することを目的とする。

（乙の責務等）

第２条 乙は、甲が環境省に対して示した北九州市におけるＰＣＢ処理事業に係る条件及びこれに対する環境省の回答（平成１３年１０月１１日付環廃産第４３０号）、並びに北九州市におけるＰＣＢ処理事業の追加処理及び処理期限の延長に係る要請に対する受諾条件及びこれに対する環境省の回答（平成２６年４月２３日付環廃産発第１４０４２３１号）を踏まえ、安全かつ適正に事業を実施する責務を有するとともに、一日でも早く計画的に処理を実施するよう最大限努めなければならない。

２ 乙は、甲が行うＰＣＢ処理事業に係る安全対策、早期処理推進策、その他の環境保全に関する施策及び調査に対し積極的に協力するものとする。

（総合的環境保全対策の推進）

第３条 乙は、乙の北九州事業所における処理事業に関して、認定された環境マネジメントシステムを維持し、総合的な環境保全対策の推進に努めるものとする。

（安全かつ早期の処理の推進）

第４条 乙は、処理事業に関する安全対策の内容及びその実施時期について長期安全計画を策定するものとする。

- 2 乙は、処理予定量及び当該処理時期について長期処理計画を策定するものとする。
- 3 乙は、第1項及び2項にそれぞれ規定する長期的な計画を着実に実施するため、毎年度、具体的な年次計画を策定するものとする。
- 4 乙は、前項に規定する年次計画に基づく取組の実施状況を、毎年度、遅滞なく甲へ報告するものとする。

（廃棄物の受入れ）

第5条 乙は、ポリ塩化ビフェニル（以下「PCB」という。）廃棄物の受入れについては、環境への影響を及ぼさないよう、甲と協議の上、受入基準を定め、当該受入基準を適切に運用し、前条に定める長期計画及び年次計画（以下「計画等」）に基づき行うものとする。

（PCB廃棄物処理施設の運転管理）

第6条 乙は、PCB廃棄物の安全かつ適正な処理を行うため、PCB廃棄物処理施設（以下「処理施設」という。）の稼働に当たっては、運転操作手順書及び維持管理手順書を整備し、当該手順書に基づき、適切な運転管理を行うものとする。

（大気汚染防止対策）

第7条 乙は、PCB等の大気汚染物質が処理施設から漏洩しないよう防止策を講じるとともに、排出にあたっては別表に定める値（以下「協定値」という。）の遵守に努めるものとする。

- 2 乙は、処理施設において発生する排気量及び排気中の大気汚染物質の量について、できる限り削減するよう努め、発生した排気については適正に処理した後に排出するものとする。

（水質汚濁防止対策）

第8条 乙は、水質の汚濁の防止策として、生活排水等の排水（以下「排水」という。）による汚濁の負荷をできる限り削減するよう努め、公共下水道へ排水を放流するものとする。

（騒音及び振動防止対策）

第 9 条 乙は、機器の使用に当たっては、騒音及び振動の発生防止に十分配慮し、適切な措置を講じるものとする。

（悪臭防止対策）

第 10 条 乙は、処理事業の実施に当たっては、悪臭の発生防止に十分配慮し、適切な措置を講じるものとする。

（廃棄物対策）

第 11 条 乙は、処理事業に伴い発生する廃棄物を抑制し、再資源化等による廃棄物の削減に努める等自らの責任による適正な処理を行うものとする。

（地球温暖化防止対策）

第 12 条 乙は、地球温暖化の防止に資するため、処理事業の実施に当たっては、二酸化炭素等の温室効果ガスの排出抑制に努めるものとする。

（緑地の整備）

第 13 条 乙は、処理施設の建設に当たっては、25 パーセント以上の緑地の確保に努めるものとする。

（環境影響の把握等）

第 14 条 乙は、処理事業に係る環境モニタリング計画を策定し、当該計画に基づき処理事業が環境に及ぼす影響の状況についての的確に把握するものとする。

2 乙は、前項の規定により環境に及ぼす影響の状況について把握した結果に基づき、処理施設の運転管理等について適切な措置を講じるものとする。

（測定結果等の報告）

第 15 条 乙は、前条第 2 項の環境に及ぼす影響の状況について把握した結果を遅滞なく甲に報告するものとする。

2 乙は、前項の規定により報告するときは、処理施設の運転管理等の状況が分かる資料を併せて提出するものとする。

（運転の停止及び再開）

第 16 条 甲は、処理施設の運転管理等について、環境の保全上支障があると認めるときは、乙に対し処理施設の一部又は全部の運転を停止し、その原因調査等を行うよう指示することができる。

2 乙は、前項の規定による指示を受けたときは、直ちに、処理施設の一部又は全部の運転を停止するとともに原因の調査を行い、その対策を講じた後、その結果を甲に報告するものとする。

3 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、運転再開の可否を決定し、乙に通知するものとする。

（事故発生時等の措置）

第 17 条 乙は、緊急措置手引書を整備し、天災その他不慮の事故が発生した場合については、当該手引書に従い、直ちに対応策をとらなければならない。

2 万一、事故が発生したことにより、法令で定める有害物質が外部に流出し、又は流出するおそれが生じた場合は、直ちに甲にその旨を報告するとともに処理施設の一部又は全部の運転を停止し、有害物質が外部に流出しないよう必要な措置を講じて、その原因調査等を実施しなければならない。

3 乙は、前項の規定により講じた必要な措置及び原因調査等の結果を甲に報告するものとする。

4 甲は、前項の規定による報告を受けたときは、関係行政機関の調査、報告等を総合的に勘案して、運転再開の可否を決定し、乙に通知するものとする。

（計画等の承認）

第 18 条 乙は、第 5 条の受入基準、第 14 条の環境モニタリング計画及び第 17 条の緊急措置手引書の作成に当たっては、あらかじめ甲の承認を得なければならない。これを変更しようとするときも、同様とする。

（情報の公開）

第 19 条 乙は、第 4 条の計画等及び実施の状況の報告の内容、並びに環境モニタリングの結果その他処理事業に関する情報の共有化を図るため、原則として市民及び処理事業に関係する者に対し、インターネット等の方法により当該情報を公開するものとする。

2 乙は、市民に処理施設を積極的に公開し、処理事業に対する市民の理解の促進に努めるものとする。

（地域の理解）

第20条 乙は、処理事業が地元の理解と協力の下に成り立っていることに鑑み、地域活動に積極的に参加するなど、地域との積極的かつ継続的な交流に努めるものとし、その取組状況を毎年度、遅滞なく甲へ報告するものとする。

（市民への対応）

第21条 乙は、処理事業の実施に伴い、環境の保全に関して市民からの苦情があった場合には、当該苦情が乙の責めによるものであるときは、自らの責任において適切に対処するものとする。

（報告及び立入検査）

第22条 甲は、環境の保全上必要があると認めるときは、乙に処理事業に関する報告を求め、又は処理施設の運転状況等を検査させるため、甲の職員に乙の事業所に立ち入らせることができるものとする。

（協議）

第23条 この協定書に定めのない事項等について疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

別表

項 目	協定値
P C B	0. 0 0 5 m g / N m ³ 以下
ダイオキシン類	0. 0 8 n g - T E Q / N m ³ 以下
ベンゼン	4 5 m g / N m ³ 以下
硫黄酸化物（※1）	K 値（※2）= 0. 5 以下：1 時間平均
窒素酸化物（※1）	1 5 0 p p m 以下：1 時間平均
塩化水素（※1）	1 0 0 p p m 以下：1 時間平均
ばいじん（※1）	0. 0 1 g / N m ³ 以下：1 時間平均

（※1）P C B 汚染物等処理設備（プラズマ溶融分解）からの排気のみ

（※2）K 値とは大気汚染防止法施行規則第3条第1項に定める硫黄酸化物の排出基準値

上記協定締結の証として、本書 2 通を作成し、双方署名の上、各自 1 通を保有する。

平成 2 7 年 3 月 1 2 日

甲 北九州市長 北橋 健治

乙 中間貯蔵・環境安全事業株式会社
代表取締役社長 矢尾板 康夫

北九州市における今後のＰＣＢ廃棄物処理に対する 市民意見募集（パブリックコメント）結果

平成２７年１月１３日（火）から平成２７年２月１２日（木）まで実施いたしました、北九州市における今後のＰＣＢ廃棄物処理に対する市民意見募集に貴重なご意見をいただきまして、誠にありがとうございました。

皆さまから提出されたご意見の概要及びこれに対する市の考え方を次のとおり公表いたします。
なお、ご意見の内容は一部要約して掲載しておりますので、あらかじめご了承ください。

１．意見募集結果

（１）実施時期 平成２７年１月１３日（火）から平成２７年２月１２日（木）まで

（２）意見提出状況

①提出者 ２名

②提出意見数 ３件

③提出方法

ファクシミリ ２件

④提出された意見の内訳

処理の安全性確保に関するご意見 １件

市内に残るＰＣＢ含有機器の処理に関するご意見 １件

地域の理解に関するご意見 １件

２．提出されたご意見の概要及びこれに対する市の考え方

意見の概要	本市の考え方
最新の科学的知見を踏まえた災害対策をはじめ、安全性確保に迅速かつ的確に取り組んで欲しい。	市は、危機管理の専門家を加えて処理施設における安全操業の監視体制を強化するとともに、輸送経路の安全対策等に取り組みます。 また、本市が提示した受入条件に則り、国及び事業会社が処理施設の健全性の確保や災害対策等に確実に取り組むよう確認していきます。
市内のＰＣＢ保有事業者への周知徹底を確実に行うべき。	市は、市内事業者に対する未処理機器の保有状況調査、保有事業者に対する処理の意向調査やこれに基づく指導を通じ、早期処理について周知徹底を図っていきます。
地域での説明の回数を増やして欲しい。	市は、市民説明等の継続的な実施、情報発信拠点の整備、広報紙やホームページによる情報発信を通じ、市民への周知・情報公開を徹底します。 また、今後もしもご要望に応じて地域の集会等に市職員が出向き、ＰＣＢ処理に関する説明を行います。

３．問い合わせ先

北九州市環境局環境監視部産業廃棄物対策室 担当：西原、森

〒８０３－８５０１ 北九州市小倉北区城内１番１号

ＴＥＬ：０９３－５８２－２１７５ ＦＡＸ：０９３－５８２－２１９６

電子メールアドレス：kan-haikibutsu@city.kitakyushu.lg.jp